



Ⅲ 計画の基本的事項

1 基本理念

大泉町は、

「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、
性別にかかわらず、個性と能力を発揮できること」を
理念とする男女共同参画社会の形成

を目指します。

2 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 ジェンダー*平等と多様性の尊重

誰もが、性別や背景などの属性にかかわらず、平等に権利と機会を享受できるよう、家庭や地域、学校などのあらゆる場において、幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした人権啓発・教育施策を展開し、社会全体の意識改革を促すことで、あらゆる分野での属性にとらわれない参画を推進します。

基本目標 2 誰もがともに活躍できる環境づくり

誰もが、性別やライフスタイルにかかわらず、安心して働き、様々な分野で活躍できるよう、仕事と家庭生活、地域活動などとの調和を支援し、多様な働き方や社会参加の実現に向けた環境づくりに取り組めます。

また、女性が安心して働き、キャリアを形成できる環境を整えるとともに、地域活動への参画を促進することで、地域社会や町政における男女共同参画を推進します。

基本目標 3 誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の整備

誰もが安全・安心に暮らせるよう、暴力を許さない社会づくりに向けた啓発活動を推進するとともに、暴力や様々な困難に直面した人への適切な相談体制と、包括的な支援体制の充実に取り組めます。

また、子育て・介護・健康など、ライフステージに応じた多様なニーズに対応する支援策を一層充実させるとともに、防災分野においても、性別にかかわらず適切に配慮した取組を進め、地域社会における男女共同参画を推進します。

基本目標 4 計画の推進体制の整備・充実

計画に掲げる各施策を、総合的かつ効果的に進めるため、推進体制を整備し、その機能の強化に継続的に取り組めます。

また、計画の進捗状況を定期的に把握・評価し、実効性の高い男女共同参画施策を着実に推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	施策
「誰もが、互いにその人権を尊重しあいながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できること」を理念とする男女共同参画社会の形成を目指します	1 ジェンダー*平等と多様性の尊重	1 人権意識の醸成と学習機会の充実	1 広報・啓発活動の推進 2 家庭や地域における学習機会や情報の提供 3 学校などにおける教育の推進 4 性の多様性についての理解促進 5 多様な背景を持つ人への理解促進
	2 誰もがともに活躍できる環境づくり 【★】	2 ワーク・ライフ・バランス*と働き方改革の推進	1 多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備 2 仕事と仕事以外の生活の両立支援
		3 就労・キャリア支援、女性のエンパワメントの推進	1 就労支援体制の充実 2 女性のチャレンジ支援の推進
		4 地域活動での男女共同参画の推進	1 地域組織等の男女共同参画への理解促進 2 地域の人材育成支援
	3 誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の整備	5 町政における男女共同参画の推進	1 行政委員、審議会等各種委員会への女性の参画推進
		6 暴力・困難事例への包括的支援の推進 【●】【■】	1 あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進 2 相談・支援体制の充実
		7 ライフステージに応じた支援の推進 【■】	1 子育て・介護支援の充実 2 健康支援の充実
	4 計画の推進体制の整備・充実	8 防災分野における男女共同参画の推進	1 防災対策における多様性を包括した男女共同参画の推進
		9 推進体制の充実	1 会議体の運営 2 国・県等関係機関との連携
		10 計画の進行管理	1 評価の実施 2 計画の見直し

★は、「女性の職業生活における活躍を推進に関する法律*」に基づく推進計画として位置付ける。
 ●は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」に基づく基本計画として位置付ける。
 ■は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」に基づく基本計画として位置付ける。